

令和6年度 高校教育を巡る最近の動き

(令和6年5月10日版)

1	高等学校教育の在り方ワーキンググループ	1
(1)	中間まとめ	
(2)	中間まとめ後のワーキンググループの動き	
(3)	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布等 実施に向けた動き	
2	「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための 環境整備に関する総合的な方策について	3
(1)	諮問と検討組織の設置	
(2)	緊急提言	
(3)	緊急提言後の特別委員会の動き	
(4)	「審議のまとめ素案」の主な内容	
(5)	全国高等学校長協会の対応	
3	今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会	6
4	高等学校 DX 加速化推進事業 (DX ハイスクール)	6
5	令和7年3月新規高等学校卒業者の就職日程	7
6	大学入学者選抜における総合型選抜の導入効果に関する調査研究	7

令和6年5月10日
全国高等学校長協会

1 高等学校教育の在り方ワーキンググループ

第11期中央教育審議会は、これからの高等学校教育の在り方を検討するため、令和4年10月に「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」の下に、「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」を設置し、令和5年3月に論点整理を取りまとめた。第12期中央教育審議会においてもワーキンググループを設置し、論点整理に基づき具体的な検討を行うこととなった。

ワーキンググループは、6月から月1回のペースで検討を進め、9月1日に中間まとめが公表された。

(1) 中間まとめ

基本的な考え方として、高校教育の実態は地域・学校により非常に多様な状況であり、質の確保・向上に向けて、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」と全ての生徒が必要な資質・能力を共通して身に付けられるようにする「共通性の確保」

を併せて進めることが必要であるとした。

「多様化への対応」に向けては、生徒の多様な学習ニーズへの対応や不登校など多様な背景を有する生徒の受け入れ、進路の固定化に課題があり、今後、地理的状况や各学校・家庭・学科の枠にかかわらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出していくため、必要な体制・環境を整備しつつ、遠隔授業や通信教育の活用、学校間連携の促進、関係機関との連携・協働等を一層進めて行くことが必要であるとした。そのための具体的方策として、遠隔授業における受信側の教室の体制や対面授業に係る条件の弾力化。不登校生徒の学習機会の確保として柔軟な履修・修得を認める運用などを示した。

「共通性の確保」に向けては、選挙権年齢や成年年齢の引き下げ、生成AI等の急速な普及等の変化を踏まえ取り組むべき項目として、①自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力の育成、②自ら問いを立て、多様な他者との協働しつつ、その問に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力の育成、③自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力の育成、④義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、知・徳・体のバランスの取れた土台の形成をあげた。そのための具体的方策として、社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進に向けて、普通科改革の推進、コーディネーターの配置支援、産業界と専門高校との連携・協働の強化などを示した。

また、「多様性への対応」と「共通性の確保」に各高校が取り組む上では、学校における働き方改革、教師の資質能力の向上や指導側の体制・環境整備、大学入学者選抜の改善等を併せて進めていくことも重要である。とした。

(2) 中間まとめ後のワーキンググループの動き

1月23日(火)まで約4ヶ月ワーキンググループは開催されなかった。1月23日の会議では、4つの事例報告をもとにスクールミッション、スクールポリシーの策定・運用について議

論が行われた。

4月9日(火)の会議では、6年度に実施される高校改革関係の事業についての説明や少子化が加速する地域における高等学校の在り方関係として、各都道府県における高等学校の適正規模に関する基準の例や将来的な学級規模の推移の分析例。私立高校生への修学支援事業調査結果の報告等をもとに議論が行われた。

(3) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布等実施に向けた動き

文部科学省は「中間まとめ」を受けて、全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会を確保するために、学校教育法施行規則の一部を改正し、令和5年12月28日に公布した。

【改正内容】

① 不登校生徒等向けの通信教育の実施 (88条の4関係)

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒(「不登校生徒」)、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒(病氣療養中等の生徒)その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

② 修得可能な単位数に関する規程の整備 (96条関係)

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は多能の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

また、規則改正と併せて「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」が3点出された。

【主な内容】

① 受信側の教室等への教員配置

不登校生徒に対して自宅その他特別な場所においてメディアを利用して行う授業の配信を行う場合など、必要な条件を満たしている場合は、例外的に受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも必要ない。

② 対面により行う授業の時間数

授業の配信を受ける高校等が離島・中山間地域等に立地し、配信側の教員の移動に日数を要するなどの条件を満たす場合には、例外的に対面により行う授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも認められる。

③ その他配慮いただきたい事項(柔軟な履修等)

教務規程等において、慣例として授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、遠隔授業や通信教育の実施、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に理由・単位履修を認めることが望まれる。

規則改正は、令和6年4月1日より施行される。

2 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について

(1) 諮問と検討組織の設置

永岡文部科学大臣は、令和5年5月22日中央教育審議会の荒瀬会長に対し、質の高い教員の確保のための環境整備に関する総合的な方策の策定についての諮問を行った。

具体的な検討内容は、①更なる学校における働き方改革の在り方について、②教師の処遇改善の在り方について、③学校の指導・運営体制の充実の在り方についてである。中央教育審議会は、教員をめぐる様々な課題解決に向けて初等中等教育分科会に「質の高い教師の確保特別部会」を設置し検討を開始した。

また、政府は6月16日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進（質の高い公教育の再生等）を上げ、様々な教育施策の方向性を示した。特に教員の問題については、教員の働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める等を上げ、2024年度から3年間を集中改革期間とし、スピード感を持って取り組む姿勢を示した。

(2) 緊急提言

「質の高い教師の確保特別部会」は6月26日(月)に第1回会合を開き、①教師の処遇改善や勤務制度、②更なる学校における働き方改革、③学校の管理運営の在り方等、を一体的・総合的に検討する。という方向性を確認し、6月から月1回のペースで検討を進め8月28日に「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」を取りまとめ、永岡文部科学大臣に手渡した。

【概要】

- ① 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進
 - ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組み
 - ・学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し
 - ・ICTの活用による校務効率化の推進
- ② 学校における働き方改革の実効性の向上等
 - ・地域・保護者、首長部局等との連携協働
(保護者等からの過剰な苦情等に対する行政による支援体制の構築等)
 - ・健康及び福祉の確保の徹底
 - ・学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり
- ③ 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実
 - ・教職員定数の改善（小学校高学年の教科担任制の強化等）
 - ・支援スタッフの配置充実（教員業務支援員の全小・中学校への配置、SC、SSW等の拡充）
 - ・処遇改善（給特法等の枠組み等についての議論、主任手当や管理職手当の改善）
- ④ 教師のなり手の確保（教職員の魅力発信、教員養成課程、奨学金の見直し等）

(3) 緊急提言後の特別部会の動き

特別部会は9月以降もほぼ月1回のペースで開催されている。9月、10月の部会では緊急提言を受けて各教育団体から出された意見書の紹介と教職員の健康及び福祉の確保等に関する方策等の議論が行われた。11月の部会では支援スタッフの配置の在り方、12月、1月の部会では教職員の定数算定基準や教職員配置の在り方等への考え方についての議論が行われた。2月、3月の部会では教員給与表の新たな級の創設や教職調整額の在り方など職務や勤務の状況に応じた処遇についての議論が行われ、4月19日(金)の会合で「審議のまとめの素案」が示され、それをもとに検討が行われた。

(4) 「審議のまとめ素案」の主な内容

① 教員を取り巻く環境整備の目的

「学校教育の質の向上を通じた『子供達へのより良い教育の実現』とし、長時間勤務の是正をはじめとする教員のウェルビーイングを確保するとともに、その専門性を発揮できるようにする。そのために、働き方改革の加速、処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的に推進するための方策を示す。

② 将来的に時間外在校等時間の月平均20時間を目指す

「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組みを一層進めることなどにより、全ての教師が指針で定められている月45時間以内に在校等時間を収めることを目標とし、将来的には時間外在校等時間をつき平均で20時間程度となることを目指すべきである。そのために、休憩時間の適切な確保やテレワーク、フレックスタイム制度などの柔軟な働き方の導入を促進する。

③ 教職調整額を「少なくとも10%以上」に引き上げる

1974年に制定された人材確保法によって、80年には一般行政職と比べて約7%の優遇分が確保されたものの、現在ではその優遇分がわずかになっている。そのため給特法の教職調整額を少なくとも10%以上とするなどが必要であり、その水準を目指していくべき。

一方で教員の業務は自主的で自律的な判断に基づく業務と管理職の指揮命令に基づく業務が混然一体となって行われており、性格に峻別することや、授業準備や教材研究のどこまでが教員としての職務でどこからが職務でないのかを精緻に切り分けて考えることは困難である。従って労働基準法による一般行政職などと同様の時間外職務命令を前提とした勤務時間管理を行うことは適当でないと考える。

④ 「新たな職」の創設

教諭と主幹教諭の間に「新たな職」を設け、学校のマネジメント機能の強化や若手教員へのサポート、心理・福祉の専門性を生かして教育相談や特別支援教育コーディネーターを担当する場合などにこの「新しい職」を宛てるようにする。

また、現在一律で支給されている義務教育等教員特別手当について、職務の担当に応じた支給方法に見直し、学級担任に手当額を加算することや管理職手当を改善することとする。

⑤ 小学校中学年に教科担任制を拡大

特に小学校は中学校、高校と比べて授業にかかる時間の割合が多く、持ち時数の軽減と業

務の精選・適正化を併せて実施していく必要があるため、小学校中学年でも教科担任制を推進し、専科指導のための教職員定数の改善を図る必要がある。

一方、国が持ち時間の上限を設定して制限をかけることについては、持ち時間だけで教員の勤務負担を測るのは十分ではないので、持ち時間数が多い教員の校務分掌を軽減するなど、現場の実態に応じて柔軟に対応するのが望ましい。

(4) 全国高等学校長協会の対応

特別部会の委員には義務教育国庫負担制度との関係で小学校、中学校の代表が加わっているが、高等学校、特別支援学校の代表は入っていない。そのため部会での議論や緊急提言の内容も小・中学校の課題等に対応した内容となっている。全高長としては会長を中心に高等学校の実態や課題も踏まえた検討を進めるべきとの意見を様々な場面で表明してきた。

緊急提言に対する意見書でも、社会全体が学校教育を支えていかなければならないといった社会全体の価値観、すなわち「教育のレスペクト」を醸成していく必要性。小・中学校だけでなく、高等学校や特別支援学校などを含めた一体的な議論をすべき。高等学校については校種、課程、学科、設置者、規模、特色等が学校間で異なるといった事情を十分に踏まえた検討が必要。進展する超少子化により規模の縮小や統廃合が急速に進んでおり、地域間の教育格差を拡大させないよう国が主導的役割を果たすことを期待する。とし、9項目にわたって具体的な意見・要望を記した。

11月10日（金）に開催された第2回都道府県高等学校長協会会長研究協議会では、この件を主管している安井初等中等教育局財務課長から改めて説明を受け、協会長と質疑応答、意見交換を行い、高等学校の実情を踏まえた形で今後の検討を進めるよう改めて要望した。

1月19日（金）に開催された第3回都道府県高等学校長では、静岡県高等学校長協会長の織田敦校長（県立静岡高等学校長）から「高等学校の教諭定数改善を求める」というレポートにもとづく発表があり、それを踏まえて活発な意見交換がなされ、定数改善抜きに教員の働き方改革は進まないという多くの意見が出された。

本協会としては、次年度も都道府県高等学校長協会会長会議を中心にこの問題について組織的に検討を行い、要求実現に向けた取り組みを進めていく。

* 先日晒された「審議のまとめ素案」においても、高等学校の内容について全国高等学校長協会が提出した意見書や意見交換の内容を踏まえた記述が見られるなど、少しではあるが働きかけの効果が出てきている。引き続き様々な形で働きかけていく必要がある。

【「素案のまとめ（案）」の高等学校に関する記述】

- 高等学校における指導・運営体制の在り方の検討に当たっては、高等学校への進学率が約90%に達する中で、多様な入学動機や新録威望、学習経験、不登校経験など様々な背景を持つ生徒が在籍していること、高等学校教育が地域や学校により非常に多様な状況にあること、課程（全日制、定時制、通信制）や学科（普通科、専門学科等）が複数に分かれていること、少子化の影響により多くの地域で学校再編が進められてい

ること、高等学校は地域創生の核となる存在であることなどを踏まえる必要がある。

- 高等学校においては、「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えて、内容の充実を図ることが求められており、生徒の多様な興味・関心に沿った探究活動を支援するための学校内外のコーディネートを担当する教職員の配置が必要である。

また、令和5年度補正予算に高等学校DX加速化推進事業が100億円計上され、文理横断的な探究的学びが推進されるとともに、新しい普通科の設置をも含めた普通科改革等が現在進行中であるため、このような改革の実施状況等も見据えた上で、より専門的な検討を行う必要がある。

3 今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会議

学習指導要領の改訂は近年ほぼ10年ごとに行われている。現行の学習指導要領は2017（平成29）年に改訂され、高等学校では2022（令和4）年度より学年進行で実施されている。

文部科学省は、2022（令和4）年11月28日、次期学習指導要領改訂を見据えて「今後の教育課程、学習指導要領及び学習評価の在り方に関する有識者検討会議」を設置し、現行の学習指導要領の下での子供たちの学習の状況や学校における学習指導の状況等を踏まえつつ、今後の社会の変化を適切に見据えながら、今後の教育課程、学習指導及び学習評価の在り方について、必要な検討を開始した。

会議は、令和6年4月26日までで11回開催された。令和5年5月29日に開催された第5回会議までで、会議としての課題意識や今後に向けての方向性についての整理がなされた。現学習指導要領の哲学（理念、育成を目指す資質・能力等）は評価するが、その普及や理解が十分ではないという考えのもと、確実な実施に向けての検討を進めている。第6回以降は諸外国の動向、研究開発学校へのヒアリング、言語能力、情報活用能力等の学修の基盤となる資質・能力について、学習評価の在り方について、などテーマを変えて専門家の報告等をもとに検討が進められている。

この会議でまとめられた内容が、次期学習指導要領に反映されることとなるので今後の動向に注目したい。

4 高等学校DX加速化促進事業（DXハイスクール）

文部科学省は平成6年4月16日、「高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）採択校を公表した。この事業は、大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要との課題意識のもと、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校などに対して、1校あたり1,000万円を上限に必要な環境整備の経

費を支援するもので、令和5年度の補正予算で100億円というこれまでにない規模の予算が付いたものである。

1,097校（公立：812校、私立：285校）が申請し、採択されたのは1,010校（公立：746校、私立：264校）。学科別では普通科が654校と最も多かったが、工業科158校、商業科120校、総合学科70校、特別支援学校高等部13校など様々な校種の学校が採択された。

採択校には「情報Ⅱ」や「数学Ⅱ・B」「数学Ⅲ・C」の履修促進、情報や数学などを重視した学科への転換・コース設置、デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの推進、高大接続の強化・多面的な高校入試の実施などを求めている。

文部科学省は、採択校で「情報Ⅱ」等を設置している学校（695校）の生徒の履修率（現状38.6%）を令和8年度までに57.7%に引き上げる。8年度までに開設する学校（571校）の生徒の履修率を10年度までに52.2%とする目標を掲げている。又、採択校における大学理系学部進学立（現状19.5%）を10年度に28.9%に引き上げる目標を掲げている。

5 令和7年3月新規高等学校卒業者の就職日程

令和6年2月6日に第33回高等学校就職問題検討会議が開催され、令和7年3月新規高等学校卒業生の就職日程が決められた。これを受けて2月9日に「令和7年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始日並びに文書募集開始時期等について（通知）」が发出された。

《就職に係る推薦、選考等の開始日程等》

- ・新規高等学校卒業生《新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ》の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和6年9月5日（沖縄県については、令和6年8月30日）以降
- ・新規高等学校卒業生の選考の開始期日については、令和6年9月16日以降
- ・採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降

なお、一昨年度からの協議事項となっている全国高等学校統一応募書類の改訂については、全高長、文部科学省、厚生労働省間での協議がまとまっておらず、令和7年3月高等学校卒業者はこれまでの様式を使用することとなった。

6 大学入学者選抜における総合型選抜の導入効果に関する調査研究

文部科学省は令和6年4月26日、「大学入学者選抜における総合型選抜の導入効果に関する調査研究」の成果報告書を公表した。この調査は大学入試改革が進む中で近年増加しつつある総合型選抜総合の成果と課題を明らかにし、今後の改革の検討の基礎資料とすることを目的に実施されたものである。

【調査結果の概要】

- ・ 大学は 85.6%、短大は 95.1%で「総合型選抜」の導入が進んでいる。大学、短大ともに私立の導入率が最も高い。大学では規模が小さくなるほど導入率は低下する。
- ・ 導入の目的は、大学、短大ともに「学力の評価だけでなく、受験者を多面的・多角的に評価する選抜を実施するため」が最も多く、次いで「アドミッション・ポリシーに合った入学者をより丁寧に選抜するため」、「主体的・多面的・協調性を持って学ぶ姿勢や態度を持つ入学者を選抜するため」となっている。
- ・ 導入課題としては、大学・短大ともに、「他の選抜方法より、評価する観点の設計が難しい」とする回答が最も多く、次いで「選抜に関係する業務時間の負担が大きい」、「評価結果の点数化が難しい」となっている。

【導入事例に見る全体的傾向】

(1) 大学が求める資質を備えた入学者選抜について

大学が育成したい人材像、選抜したい人材像をより明確にデザインしていることがわかった。

各大学が意図する総合型選抜の狙いとして「学ぶ多様性を担保する」ため、尖った人材、伸びしろ（本質を捉える力）を感じられる人材、ともに学ぶ学生をリードして、より一層の高みを目指すリーダーシップ力、コミュニケーション力を有する人材等に着目した選抜が展開されている。入学後も丁寧にその資質の進化、醸成に務めた結果、学生や就職先企業など関係者からの満足度が高いという事例報告があった。

一方、募集倍率において入試の選抜性を失っている大学が、入学者確保のために総合型選抜を導入している大学もある。私立大学については、一般選抜が機能している一部の大学を除いて殆どが年会い入試にシフトせざるを得ない状況にある。その関係で、特に小規模系私立大学においては総合型選抜体制面に課題を感じつつも、受験者の早期入学確保ニーズに対応した動きが拡大している。

(2) 入学者の質の確保に向けた工夫等について

各大学において入学者の質の確保・向上に努めている。

資質や可能性は高いものの学力的に課題があると評価された学生に対しては、入学前さらには入学後も高大接続プログラムや入学前教育、初年次教育、入学後の専門研究支援等を通じて、学生一人一人を丁寧にフォローしながらその資質の開花・醸成に務めている。

数学が物理等の基礎学力の担保が求められる理工系、保健系などの学科系統では大学入学共通テストの活用や評定平均の活用、またそのフォロー体制の充実を図っている。

(3) 評価方法等に関する工夫等について

評価ブレの軽減に向けて、それぞれ評価基準を設けるとともに様々な取組みを実施、具体的にはループリックの設定を基本とし、評価時に意見が大きく割れた場合再協議を基本としている。一部では書類選考時に意見が大きく割れないよう評価感の「キャリブレーション」研修を導入している。